



委託契約書

収入
印紙

- 1 委託業務の名称 三野浄水場構内環境整備業務
- 2 履行場所 岡山市北区三野一丁目2番1号
- 3 委託内容 別紙設計書仕様書のとおり
- 4 履行期間 令和 年 月 日から
令和 9年 3月 5日まで
- 5 業務委託料 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円)

6 契約保証の方法

この契約に係る契約保証の種類は、次のうち_____とする。

- ①契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③履行保証保険による保証

上記の委託（以下「委託」という。）について、岡山市水道局（以下「発注者」という。）と
_____（以下「受注者」という。）とは、

各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行する。

（履行）

第1条 受注者は、この契約書及び仕様書等（仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、頭書のとおり委託業務を完了しなければならない。

2 この契約書に定める催告、申請、請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（契約の保証）

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。

3 受注者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付

す場合は、当該保証は第42条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（契約保証金の返還）

第3条 発注者は、契約履行の完了確認後又は第33条、第35条第6号、第8号、第11号、第37条若しくは第38条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、委託の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
(一部委任又は下請負の通知)

第6条 受注者は、委託の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項をあらかじめ発注者に対して通知しなければならない。
(指名停止期間中の者等の下請負等の禁止)

第6条の2 受注者は、委託の全部又は一部を発注者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。
(委託業務実施計画書の作成)

第7条 受注者は、仕様書等に基づいて所定の様式による委託業務実施計画書を作成し、委託業務着手の時期までに発注者に提出してその承認を受けなければならない。
(委託の着手)

第8条 受注者は、仕様書等に定めのある場合を除くほか、特別の事情がない限り契約締結日後速やかに委託に着手し、継続して以後の作業を行わなければならない。

2 受注者は、委託に着手したときは、所定の様式による着手届を発注者に提出しなければならない。
(監督)

第9条 発注者は、委託の施行について、受注者又は次条に基づく現場責任者を指示し、又は監督するものとする。

2 発注者は、前項に規定する指示又は監督を関係職員(以下「監督員」という。)に行わせることができる。

3 発注者は、前項の規定により監督員をおいたときは、当該監督員の職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

4 監督員は、委託の的確な履行を確保するため、岡山市水道局契約規程(平成2年市水道局管理規程第13号)の規定により処理すべきもののほか、契約書及び仕様書等で定められた事項の範囲内において、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 契約の履行についての受注者又は現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 仕様書等に基づく委託の施行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 仕様書等に基づく工程の管理、立会い、委託の施行の状況の把握及び点検又は委託材料の試験若しくは検査

(4) その他委託の施行上必要な事項

5 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
(現場責任者及び主任技術者)

第10条 受注者は、現場責任者及び委託業務の施行について技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名等必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者又は主任技術者を変更したときも、また同様とする。

2 現場責任者は、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく受注者の一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。)を行使する

ことができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(委託関係者に関する措置請求)

第11条 発注者は、現場責任者その他受注者が委託を施行するために使用している下請負人、労働者等で委託の施行又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(履行期間の延長)

第12条 受注者は、天災その他正当な事由により履行期間内にその義務を履行できないときは、その理由を書面により明らかにし、履行期間の延長を発注者に申請することができる。

2 発注者は、前項に規定する申請があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、受注者と協議して履行期間の延長日数を定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 発注者は、前条の場合を除くほか、受注者が履行期間内に義務を履行できないため履行期間の延長を申請した場合において、申請履行期間内に履行できる見込みがあるときは、履行期間の延長を承認することができる。

2 発注者は、前項の規定により履行期間の延長を承認したときは、業務委託料につき遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として徴収することができる。

3 前項の場合において、履行期間内に契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を業務委託料から控除して得た金額を業務委託料とみなし計算する。ただし、控除すべき金額を計算できない場合は、この限りでない。

4 第2項の遅延損害金は、指定期限内に納付するものとし、納付しないときは業務委託料からこれを控除することができる。

5 第2項の遅延損害金の徴収に係る日数計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。完了に伴う検査の結果、不合格となった場合における取り替え、改造又は修補に要する第1回の指定日数についても、また同様とする。

(業務委託料の変更)

第14条 契約締結後において物価、賃金等の変動を理由として、業務委託料の変更をすることはできない。ただし、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、その実情に応じて、発注者は、受注者と協議の上、業務委託料を変更することができる。

(契約の変更)

第15条 この契約を変更するときは、変更契約書を作成の上、発注者受注者双方記名押印しなければならない。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、その必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(一般的損害)

第16条 この契約の完了前に生じた損害その他契約の履行に関して生じた損害(次条又は第18条第1項に規定する損害を除く。)は、発注者の責めに帰する場合を除き、すべて受注者が負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 受注者は、この契約の履行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰する場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(天災等による損害)

第18条 天災その他不可抗力により、委託の既済部分等に損害を生じたときは、発注者は、受注者と協議してその損害額の一部を負担することができる。ただし、受注者が善良な管理者の注意を怠ったと認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、火災保険その他損害を補てんするものがあるときは、これらの額を損害額から控除したものを同項の損害額とする。

(仕様書等不適合の場合の修補義務等)

第19条 受注者は、委託の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由によるもので必要であると認めるときは、発注者は、受注者と協議して履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は必要な費用等を負担するものとする。

(委託の変更、中止等)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知し、委託内容を変更し、又は委託の全部若しくは一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、次項及び第3項に定めるところにより、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は必要な費用等を負担するものとする。

2 履行期間又は業務委託料の変更は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

3 発注者は、第1項の場合において、受注者が委託の続行に備え委託現場を維持し、若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の委託の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、負担額又は賠償額は、受注者と協議して定めるものとする。

4 発注者は、天災その他の不可抗力により、受注者が委託を施行できないと認めるときは、第1項の規定により、委託の全部又は一部の施行を中止させるものとする。

(条件変更等)

第21条 受注者は、委託の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 仕様書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 仕様書等に誤り又は脱漏があること。

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 現場の形状、施行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の委託現場が一致しないこと。

(5) 仕様書等で明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。

3 第1項の事実が発注者及び受注者の間において確認

された場合において、必要があると認められるときは、次に定めるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第4号又は第5号に該当し、仕様書等を変更する場合は、発注者及び受注者が協議して発注者が行うものとする。

(2) 第1項第1号から第3号までに該当し、仕様書等を訂正する必要があるものは、発注者が行うものとする。

4 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議して履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(履行期間の短縮等)

第22条 発注者は、原則として履行期間の短縮はしないものとする。ただし、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して履行期間の短縮を請求することができる。この場合において、短縮日数は、受注者と協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議して業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(臨機の措置)

第23条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他委託の施行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 発注者は、受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内において負担することが適当でないとする部分については、これを負担するものとする。この場合において、負担額は、受注者と協議して定めるものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様書等の変更)

第24条 発注者は、第14条、第16条又は第18条から前条までの規定により業務委託料を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額に代えて、又は増額とともに仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、受注者と協議して定めるものとする。

(委託の完了)

第25条 受注者は、委託が完了したときは、速やかに所定の様式の委託業務完了通知書を、発注者の指示する場所において、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により委託業務完了通知書の提出を受けたときは、監督員に委託の完了を確認させ、速やかに検査の手続をとるものとする。

(検査)

第26条 発注者は、委託業務完了通知書を受領した日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

2 発注者は、あらかじめ仕様書等に検査を行うことを定めた場合において必要があると認めたときは、中間検査をすることができる。

- 3 発注者は、前2項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、随時に検査をすることができる。
(検査の委任)
- 第27条 発注者は、前条の検査を委任する職員（以下「検査員」という。）に行わせることができる。ただし、必要があると認めるときは、検査員以外の者に検査を委嘱することができる。
(検査の方法)
- 第28条 検査員は、仕様書等に定めるところにより、検査を行うものとする。
- 2 前項の検査は、契約書、仕様書等その他の関係書類と対比してその結果を公正に判定しなければならない。
(修補)
- 第29条 受注者は、委託が第26条第1項に規定する検査に合格しなかったときは、指定期間内にこれを修補しなければならない。
- 2 受注者は、前項の修補を完了したときは、直ちに、所定の様式による修補完了届を発注者に提出し、再検査を受けなければならない。
- 3 前3条の規定は、前項の場合にこれを準用する。
(検査の経費)
- 第30条 検査に要した費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて受注者の負担とする。修補、原状回復又は検査のための変質、変形、消耗若しくはき損の修繕等に要する費用についても、また同様とする。
(業務委託料の支払)
- 第31条 受注者は、第26条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
(契約不適合責任)
- 第32条 発注者は、受注者に対して業務の施行が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務の施行の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
(発注者の任意解除権)
- 第33条 発注者は、委託が完了するまでの間は、次条又は第35条の規定によるほか、必要があるときは、こ

の契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行に当たり発注者の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

(3) 正当な理由なく、第32条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市水道局契約規程又はこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第37条又は第38条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして

いと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に届け出なかったとき。

(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(11) 発注者から岡山市水道局指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第36条 第34条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第37条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第38条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため、業務委託料が3分の1以下に減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第39条 第37条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者

は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約解除等の通知）

第40条 契約の解除等の通知をするときは、書面により遅滞なく行わなければならない。

（契約解除に伴う措置）

第41条 発注者は、契約が委託完了前に解除された場合において、必要があると認めるときは、既済部分を検査の上、これに相当する業務委託料を受注者に支払わなければならない。ただし、違約金等を徴収するときは、支払金はこれと差し引き清算することができる。

2 前項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第34条、第35条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第33条、第37条又は第38条の規定によるときは発注者及び受注者が協議して定めるものとする。この場合において、発注者は、受注者の協議及び立会い等が得られないときは、相当と認める関係人をもってこれに代えることができる。

3 委託完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に委託を完了することができないとき。

(2) 業務の施行に契約不適合があるとき。

(3) 第34条又は第35条の規定により、委託完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 第34条又は第35条（第11号を除く。）の規定により委託完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 委託完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料額から既済部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 発注者は、第2項の規定により支払われた金額が契

約解除により発注者に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を受注者から徴収することができる。

- 7 第2項の場合（第35条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第43条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第37条又は第38条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第31条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第44条 発注者は、第26条の規定による検査に合格した日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 発注者は、委託完了時に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 業務の施行の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示の不相当であることを知りながらこれを通知

しなかったときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

- 第45条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、この契約による業務委託料の100分の20に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、受注者の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

- 3 受注者が第1項の規定に基づく損害賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者から徴収するものとする。

- 4 第1項の規定に該当する場合においては、発注者は契約を解除することができる。

（紛争の解決）

- 第46条 発注者及び受注者は、契約に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、発注者及び受注者の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。

- 2 発注者及び受注者は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

（秘密の保持）

- 第47条 受注者は、この契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、業務の結果（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（補則）

- 第48条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者、受注者双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
氏名 岡山市水道局
岡山市水道事業管理者
水道局長 栗 原 諭

受注者 住所

氏名 印